

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

以下のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年4月1日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金に関する業務委託

(2) 履行期間

令和6年6月3日から令和6年12月27日まで

(3) 委託内容

- ① 令和6年度新たに住民税均等割非課税世帯等への給付に関する業務
- ② 定額減税しきれないと見込まれる世帯への給付（調整給付）に関する業務
業務内容の主な項目は以下のとおり。
 - ・ 申請管理システムの構築、運用保守業務
 - ・ コールセンター及び窓口業務
 - ・ 事務処理センター業務（印刷・封入封緘・郵送・審査等）

(4) 提案限度額

617,924,100円（消費税及び地方消費税含む）

※消費税については、令和6年4月1日時点での税率で計算すること。

※上記金額は、構築及び導入準備委託並びに運營業務委託の合算である。

※本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。

労働報酬下限額の詳細は別紙を確認すること。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において順用する場合も含む。）に該当する者でないこと及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- ② 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではない

こと。

- ④ 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑤ 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- ⑦ これまで人口40万人以上の地方自治体から受託した業務において、以下に示す業務の一括受託実績を有すること。
 - ア 申請管理システムの構築、運用保守業務
 - イ コールセンター運營業務
 - ウ 申請書審査業務
- ⑧ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」及び国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を契約締結日時点で取得し、継続的に更新していること。
- ⑨ 個人情報を含むデータについては、LGWAN-ASPによるファイル転送サービスを利用し、データ伝送を行えること。
- ⑩ システム及びポータルサイトの構築については、LGWAN-ASP登録事業者または、ISMAPが認定する事業者のクラウド基盤を用いること。
- ⑪ 都内及び都近郊（埼玉県、千葉県、神奈川県）に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有すること。

3 手続等

(1) 担当部課

世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課臨時特別給付担当

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目24番1号

担当 永吉

電話 03-5432-2950 FAX 03-5432-3043

メールアドレス：SEA03682@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付について

説明書の交付を希望する場合は、以下の期間内に、指定の場所で受領すること。

交付期間 令和6年4月1日（月）から4月10日（水）午後5時まで

※期間中の受付は午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）。

交付場所 (1)に同じ

交付方法 配布または世田谷区のホームページからダウンロード

(3) 参加表明書等の提出方法について

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、次の通り様式1「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、以下の添付書類を添えて提出すること。参加表明書の記載内容や提出方法について質問がある場合は、電話等で受け付ける。

提出書類

- ① 参加表明書（様式1） 1部
- ② 令和4年分の納税証明書（都道府県民税・市町村民税） 1部
- ③ 令和4年分の貸借対照表
- ④ 上記2⑦の受託実績を確認できる書類（契約書の写し等） 1部
- ⑤ 上記2⑧の認証を取得していることを証明する書類（認定証写し等） 1部

※②は、発行から3か月以内のもので、写し不可とする。

提出期限 令和6年4月10日（水）午後5時まで（必着）

※期間中の受付は午前9時から午後5時まで

提出場所 (1)に同じ

提出方法 電子メール送信（(1)に記載のメールアドレスあて）

ただし、①と②については、電子メールでの提出にあわせて、原本を郵送で提出すること。

※電子メールは、件名冒頭に「【給付金関連業務委託】」と明記の上、送信後（1）に記載の電話番号に必ず連絡すること。

(4) 招請通知（参加資格結果通知）

令和6年4月12日（金）にメールで通知する。

(5) 質問の提出期限、方法

提案書作成にあたっての質問（所定様式）及び回答については、公平を期するため電子メールで行い、内容については取りまとめた上、本件参加表明者の全員に配信する。ただし、参加表明書の記載内容や提出方法に関する質問についてのみ、電話等でも随時受け付ける。

期限：令和6年4月22日（月）午後5時まで（必着）

回答：令和6年4月24日（水）午前（予定）

(6) 提案書等の提出方法

提案書等を提出する場合は、以下の提出書類を期限内に、指定の提出場所及び方法で提出すること。

提出書類 ・提案書（原本及び副本）：副本には、会社名がわからないように、事

業者名や所在地、事業者名を用いた商品名等を削除するかマスキングして隠すこと。

・見積書

提出期限 令和6年4月30日（火）午後5時まで（必着）

※期間中の受付は午前9時から午後5時まで

提出場所 (1)に同じ

提出方法 電子メール（(1)に記載のメールアドレスあて）（郵送不可）

※電子メールは、件名冒頭に「【給付金関連業務委託】」と明記の上、送信後(1)に記載の電話番号に必ず連絡すること

4 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

「住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金に関する業務委託事業者選定審査要領」及び「評価基準表」に基づき提案書及び見積額等により総合的に審査を行い、評価点の最も高い事業者を契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

- ① 業務実施方針について
- ② 作業の体制、全体の管理・事業運営全体等に関する事項
- ③ 申請管理システム等に関する事項
- ④ コールセンターの運営に関する事項
- ⑤ 印刷封入、郵送事務に関する事項
- ⑥ 申請情報等のとりまとめ・審査に関する事項(DX等による業務効率化含む)
- ⑦ 個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する事項
- ⑧ その他追加提案に関する事項
- ⑨ 臨機応変に対応する力(国や区事業の制度変更への対応・人員手配の調整等)
- ⑩ 委託の実績に関する事項

(3) 審査結果の通知

選定結果は、令和6年5月10日（金）（予定）に電子メールで通知する。

5 その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2) 詳細な仕様、契約金額、候補者のシステムが提案どおり稼働できることの判断等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として、契約を締結する。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (9) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (10) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (11) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 「3（1）担当部課」に同じ
- (14) 詳細は説明書による。
- (15) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (16) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (17) 提案書の提出後に「2 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (18) 電算処理の業務については「電算処理の業務委託契約の特記事項」を、個人情報の取り扱いについては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。